令和８年８月 10 日

米 原 市 農 業 委 員 会

令和８年第８回総会

議　　事　　録

令和８年第８回米原市農業委員会総会議事録

１．　開催日時　令和８年８月 10 日（月）14 時 00 分から

２．　開催場所　米原市市役所本庁舎３階　３Ｂ

３．出席委員（１７人）

会長		中川　薫
副会長		髙田由利
委員	１番	椋田稔夫
委員	２番	阿原秀生
委員	４番	廣田泰廣
委員	５番	髙橋兵助
委員	７番	長尾宏眞
委員	８番	堀田嘉広
委員	９番	林　清美
委員	１０番	西川一郎
委員	１１番	須戸清次
委員	１２番	山形寛吏
委員	１３番	小谷　毅
委員	１４番	細田哲司
委員	１５番	北澤善久
委員	１６番	大久保秀雄
委員	１７番	高居重裕

４．欠席委員（１人）

委員	６番	大谷　章

５．議事録署名委員

委員	１番	椋田稔夫
委員	２番	阿原秀生

６．議事日程

報告第１号　　農業委員会委員の欠員補充について

議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３号　　農地法第５条の規定による許可申請について

７．その他

８．農業委員会事務局職員（出席者）

事　務　局　長　　三條　秀行
次　　長　　田中　崇喜
主　　任　　田中　優登

９．会議の概要

別紙のとおり

午後２時００分　開会

○事務局長

それでは、ただいまより、令和８年第８回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長より御挨拶をいただきます。

（会長挨拶）

○事務局長

ありがとうございます。

それでは、会議規則第４条に、「会長は、会議の議長となり、議事を整理する」と規定されておりますので、以後、議事進行をお願いいたします。

本会議の議事録は、農業委員会等に関する法律第３３条の規定に基づき、公表いたします。円滑な審議のため、議題と直接関係のない発言はお控えください。

○議長

それでは、これより会議を開催いたします。

なお、携帯電話につきましては、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

本日の出席委員は１７名であり、過半数に達しております。

議事録署名委員の選出については、１番、椋田委員、２番、阿原委員です。

それでは、議事に入る前に、７月分の案件について事務局から報告をお願いします。

○事務局

それでは、去る７月１０日に開催しました令和８年第７回総会での農地法許可に関する報告をさせていただきます。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請」の議案件数９件、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請」の議案件数３件につきましては、令和８年７月１０日付で許可書を交付したことを報告いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

続きまして、議事に入る前に、本日の配付資料について事務局から説明をお願いします。

（資料説明）

○議長

それでは、今月の現地確認の担当委員を代表して、長尾委員から現地確認の結果報告をお願いします。

○長尾委員

それでは、現地確認について報告させていただきます。

議案第２号、第３号に係る申請地の現地確認を、８月６日、木曜日、午後１時３０分から、髙橋委員と私長尾で行いました。事務局から現地で申請内容等について説明を受け、現地の状況などの確認いたしました。

今回の案件につきましては、いずれも申請どおりの現地でありましたことを報告させていただきます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、報告第１号「農業委員会委員の欠員補充について」を、事務局より報告をお願いします。

○事務局

報告第１号「農業委員会委員の欠員補充について」を報告します。

議席番号３番、故・堀居良一委員の死亡により１名欠員となりました。

農業委員会等に関する法律には、委員の罷免、失職、辞任について規定があり、それぞれ異なった対応をすることになります。

今回は、失職により欠員が生じた場合に含まれると解釈しておりますので、市議会等同意による罷免等の行為を経る必要はありません。

米原市農業委員会の委員の選任に関する規則では、第１５条に罷免、失職及び辞職により欠員が農業委員の定数の６分の１を超えた場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに農業委員の補充をしなければならないと規定されております。

堀居委員の担当地区につきましては、阿原委員と中川会長で協議いただいた結果、阿原委員には、堀居委員の担当地区（朝日、烏脇、坂口、村居田、夫馬）を担当いただき、中川会長には、現在の担当地区（北方、菅江、長岡、万願寺、西山、加勢野）と、今現在、阿原委員の担当されております（志賀谷、大鹿、山室、堂谷、本郷）を担当していただくことになりました。

したがいまして、現段階での補充は行わず、今後、農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに農業委員を任命することが適当だと考えております。

以上で、報告を終わります。

○議長

ただいま、事務局から報告第１号「農業委員会委員の欠員補充について」の報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。この件に関しまして何か御質問がありましたら、御発言いただきたいと思います。

（質疑なし）

○議長

この件に関しまして会長としての見解で皆様方に御報告を申し上げます。欠員があった担当地域について、今回阿原委員と相談しました。年間の取扱件数が少ないので、私が今、８つの字を持っても件数が知れてますので、今回私自身が阿原委員の担当地域を扱うことになりました。堀居さんが担当しておられた地域については結構案件があり、地域的なことも不明瞭なため、阿原さんにお願いしましたら快く引き受けてくれましたので、今回こういう結果になりました。その辺だけ御承知いただいて、私たちの負担にならないような状況というのを判断させていただきましたので、御理解をいただきたいと思います。

御質問等ございませんか。

（質疑なし）

○議長

御質問もないようでございますので、報告第１号についての報告といたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」説明いたします。申請のありました案件は２件です。

なお、位置図及び詳細については、事前に送付しました議案書に記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

それでは、ページは１ページ、整理番号５１号でございます。図面は①、２ページ、３ページを御確認ください。

土地の表示、春照地先、登記地目、畑、現況地目、畑、面積３６０㎡、申請理由、売買、主な作付作物は水稲。

本申請は、譲渡人が横浜市に住んでおり、農地の管理ができないことを主な理由とする売買での所有権移転でございます。譲受人は、経営規模拡大を図るため、今回の申請となったものです。

続きまして、整理番号５２号でございます。図面は②、４ページ、５ページを御確認ください。

土地の表示、村居田地先、登記地目、田、現況地目、畑、面積３９７㎡、申請理由、贈与、主な作付作物は水稲。

本申請は、譲渡人の経営規模の縮小を主な理由とする贈与での所有権移転でございます。譲受人は、経営規模拡大を図るため、今回の申請となったものです。

以上でございます。

なお、今回上程しました案件につきましては、農地法第３条第２項によります全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

これで、説明を終わります。

○議長（中川）

ただいま事務局から、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」説明が終わりました。これより、採決を採りますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第１号、整理番号５１号の質疑に入ります。

質疑の前に、担当委員である伊藤委員は退任されておりますので、事務局より補足説明をお願いします。

○事務局

伊藤委員より、確認書に御記入いただいておりますのは、譲渡人は、平成１９年２月に相続により所有者となり、現在横浜市に居住しており、当該畑は、現在隣の借受人が借地として野菜を栽培されている。隣接する宅地を、譲受人が購入するに当たり譲渡人より問合せがあり、購入することとなりました。

今後は、畑として借受人が耕作されるので、何ら問題ないと思いますというふうに意見を書かれております。

以上でございます。

○議長

それでは質疑に入ります。議案第１号、整理番号５１号につきまして何か御質問ありましたら、御発言いただきたいと思います。

（質疑なし）

○議長

質問もないようですので、これより採決いたします。

議案第１号の整理番号５１号について、許可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

ありがとうございます。

過半数を占めております、議案第１号の整理番号５１号は、申請のとおり許可といたします。

次に、議案第１号、整理番号５２号の質疑に入ります。質疑の前に、担当委員は堀居委員ですが、事務局から補足説明で代読をお願いいたします。

○事務局

堀居委員の確認書ですけども、特に問題ないと記載されております。

以上でございます。

○議長

それでは質疑に入ります。議案第１号、整理番号５２号につきまして何か御質問ありましたら、御発言いただきたいと思います。

（質疑なし）

○議長

御質問ありませんか。

（「はい」と言う声あり）

○議長

質問もないようですので、これより採決いたします。

議案第１号の整理番号５２号について、許可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

ありがとうございます。

挙手多数によりまして、議案第１号の整理番号５２号は、申請のとおり許可といたします。

次に議案第２号の審議を行います。

議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」の１件について説明します。なお、図面及び詳細については、議案書に記載しておりますので、説明は一部省略させていただきます。

ページは６ページ、整理番号５号となります。図面は③、７ページから１０ページを御確認ください。

本案件は土地の表示、一色地先ほか１筆、４８５㎡について一般個人住宅への用途変更です。

本申請地は、農振区域外、非線引き区域となっております。

また、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域（第１種住居地域）が定められているため、第３種農地に該当すると考えられます。

申請人は、先代が住宅を建築し長年宅地利用してきた当該地を相続しました。権利関係の明確化と空き家となった建物の適切な維持管理を図るため、実態に合わせて一般個人住宅として農地転用申請するものです。

以上、１件でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」

整理番号５号について説明が終わりました。

これより、採決を採りますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、整理番号５号の質疑に入ります。質疑の前に、担当委員である山形委員から補足説明をします。

○山形委員

この件につきまして、御報告させていただきます。

申請人は、以前から垂井町に住んでおられて、こちらのほうではおばあさんが一人住んでおられました。そのおばあさんが亡くなったということで相続をして、いろいろと土地を確認をしていたところ、どうもこの土地が農地ということが判明したということで、今回、適正に管理するという意味合いで、今回の４条の申請を行ったということでございます。顛末案件ですので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長

それでは、質疑に入ります。

何か御質問がありましたら、御発言いただけたらいいと思います。

（質疑なし）

○議長

御質問ございませんか。

（「はい」と言う声あり）

○議長

それでは、質問もないようですので、これより採決いたします。

議案第２号の整理番号５号について、可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○議長

ありがとうございました。

挙手多数によりまして、議案第２号の整理番号５号は許可相当といたします。

以上、整理番号５号につきましては、３０アール以下の第３種農地区分の許可相当でありますので、県農業会議には諮問せず、許可するものとし、許可書を交付することに異議ございませんか。

（異議なし）

○議長

異議なしと認めます。

以上のことから、整理番号５号につきましては、県農業会議に諮問せず許可書を交付します。

次に議案第３号の審議を行います。

議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」の４件について説明します。なお、図面及び詳細については、議案書に記載しておりますので、説明は一部省略させていただきます。

まずページは１１ページ、整理番号３１号となります。図面は④、１２ページから１７ページを御確認ください。

本案件は、土地の表示、岩脇地先ほか２筆、計５８６㎡を、特定建築条件付売買予定地（３区画）として利用するため、売買による所有権移転です。

本申請地は、農振白地、市街化調整区域となっております。

また、住宅が連たんしている区域に近接している区域内にある農地で、その規模が１０ｈａ未満であるため、第２種農地に該当すると考えられます。

譲受人は、不動産分譲事業の拡大と顧客ニーズに対応するため、住宅地として好条件かつ開発可能な当該地を取得し、全３区画の戸建住宅用分譲地を整備するための用地として農地転用申請するものです。

次にページは１１ページ、整理番号３２号となります。図面は⑤、１８ページから２１ページを御確認ください。

本案件は、土地の表示、清滝地先、１，６０６㎡実測８３３㎡うち６３４㎡を、一般個人住宅、倉庫として利用するため、賃貸借による権利設定です。

本申請地は、農振白地、非線引き区域となっております。

また、住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域のため、第３種農地に該当すると考えられます。

譲受人は、過去、住居の狭小化に伴い貸主の承諾を得て当該地に自己用住宅等を建築し、現在居住しています。今後も安定した居住環境を継続するための敷地を確保するため、住宅、倉庫として農地転用申請するものです。

次にページは１１ページ、整理番号３３号となります。図面は⑤、１８ページから１９ページ、２２ページから２３ページを御確認ください。

本案件は土地の表示、清滝地先、１，６０６㎡実測８３３㎡うち１９８㎡を、倉庫として利用するため、賃貸借による権利設定です。

本申請地は、農振白地、非線引き区域となっております。

また、住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域内のため、第３種農地に該当すると考えられます。

譲受人は、農業資材等の増加に伴う保管場所不足から、隣接する自己所有地にて既に倉庫を設置、利用中です。この既存施設を適正に維持管理し利用継続するため、

農地転用申請するものです。

次にページは２４ページ、整理番号３４号となります。図面は⑥、２５ページから２９ページを御確認ください。

本案件は土地の表示、柏原地先ほか３筆、計３，１５８㎡を、太陽光発電施設、道路敷地として利用するため、売買による所有権移転です。

本申請地は、農振白地、非線引き区域となっております。

また、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域（第１種住居地域）が定められているため、第３種農地に該当すると考えられます。

譲受人は、再生可能エネルギー普及に寄与するため、平たんで発電効率が高く道路条件も良好な当該地を取得し、地域住民の理解を得て太陽光発電施設を設置・運営する事業用地として農地転用申請するものです。

以上、４件でございます。御審議を、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３１から３４号について説明が終わりました。

これより、採決を採らせていただきます。

それでは、整理番号３１号の質疑に入ります。質疑の前に、担当委員である須戸委員から補足説明をします。

○須戸委員

整理番号３１番です。これについては、不動産業者であります譲受人が、大阪に在住されております譲渡人と売買が成立しまして、住宅地を建てられるということで話がまとまりました。

よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、質疑に入ります。

この案件に御質問がありましたら、御発言のほういただきたいと思います。

（質疑なし）

○議長

ありませんか。

（「はい」と言う声あり）

○議長

それでは質問もないようですので、これより採決に入らせていただきます。

議案第３号の整理番号３１号について、可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

ありがとうございます。

挙手多数によりまして、議案第３号の整理番号３１号は、許可相当といたします。

続きまして、整理番号３２号の質疑に入ります。

質疑の前に、担当委員である小谷委員から補足説明をお願いいたします。

○小谷委員

はい、説明いたします。整理番号３２、３３は同じ地先、地番ですので、一括で説明させていただきます。

３２、３３号におきましては清滝の地先ですけど、先月７月１０日に推進委員さんと現地確認を行いました。この場所は境内に当たる場所で、その場所にこの２件が借地として住宅として長年利用されておりましたが、また新たに借りるに当たりまして農地転用の許可がしてないということで、転用許可申請が出たものでございます。この場所は在所の真ん中辺りで周りはもう全部住宅地でまた駐車場とかになっておりまして、宅地として今後も利用していくと、また倉庫として利用していくということで申請が出たものでございます。周りは全部住宅、駐車場ですので問題ないと思いますので、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。今御説明ありましたように、３２、３３を併せて御質問等お伺いしたいと思います。

採決に採りましては、各案件で採決を採らせていただきますが、質疑におきましては、一括してお受けさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

何か質問ございますか。山形委員、どうぞ。

○山形委員

図面上で、この境というのがどこにあるのか、確認だけお願いしたいと思います。例えば、２１ページ中段、中頃に申請箇所６３４㎡というのは分かるんですけども、その下の１９８㎡というのは、どの部分になってくるのかなというふうに思うんで、その確認だけお願いしたいと思います。

○事務局

印刷の関係で色が飛んでおりまして、分かりにくい状態になってるんですけども、一番下の倉庫、これが議案の３３号になります。この境については、この一番下の倉庫と、あともう一つ上に作業場から修正されて倉庫になってますけど、この間大体直線が敷地の境界線になります。

こちらの、この黄色いところこれが３２号で、この下の倉庫、これが３３号です。

○議長

各委員さん、どうです、分かりますか。今山形委員がおっしゃってる境の関係を質問されたんですけども、白黒で図面がはっきりしていないんで分かりにくいかと

思いますけども、境線はどこっていうことのお尋ねだったので。

○小谷委員

写真で見てもらうと。

○議長

皆さんにお配りさせていただいてる写真のほうを、今担当委員である小谷さんが説明していただきますので、お願いをいたします。

○小谷委員

航空写真の一番上のＮｏ．１、Ｎｏ．２と書いてますけど、あの赤い斜線で入っているところは提出されたところでございます。そしてその下の裏の写真を見ていただきますと、３３号の赤線囲ってる部分が申請地でございます。よろしいですか。

○議長

この航空写真見たら分かりますので、こうするとちょっと黄色いところもあるかもしれませんけれども、手続の状況の中でやってます。

何も分からないままで過ぎてしまうと、何だったんだろうということもありますので、それぞれ各委員さんも理解を十分に深めていただいて分かっていただくということをやっぱり努めていただかないと、まあいいわっていうんじゃなしに、それぞれやはり疑問のあることはもう遠慮なく申し出ていただいて質問していただければいいかと思いますので、堅苦しい考えは持っていただかなくても結構ですので、気楽に質問していただいたらいいかと思います。

今回の御質問につきまして、ほかの方ございませんか。

（質疑なし）

○議長

質問もないようですので、各整理番号ごとを採決をさせていただきます。

まず、議案第３号の整理番号３２号について、可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○議長

ありがとうございました。

挙手多数によりまして、議案第３号の整理番号３２号につきましては、許可相当といたします。

議案第３号の整理番号３３号について、可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○議長

ありがとうございました。

挙手多数によりまして、議案第３号の整理番号３３号は、許可相当といたします。

続きまして、整理番号３４号の質疑に入ります。質疑の前に、担当委員である長

尾委員から補足説明をします。

○長尾委員

それでは、整理番号３４号の説明をさせていただきます。この申請地は太陽光発電設置設備の設置を目的として申請されたもので、地目は畑になっております。もともとは皆さん、畑で野菜等を作っておられたんですが、現状は草原になってます。北は市道、東は公園、西のほうは宅地ということで、ぐるっと囲まれている状況の土地です。申請地の太陽光発電の工事は、整地程度の工事で自然浸透と聞いております。６月２８日に山本最適化推進委員と現地確認いたしまして、隣地承諾書もあるんで問題ないと判断いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長

それでは、質疑に入ります。

何か御質問がありましたら、御発言いただきたいと思います。

（質疑なし）

○議長

何か質疑ありませんか。質問ありましたら御遠慮なくお申し出ください。

それでは、質問もないようですので、これより採決いたします。

議案第３号、整理番号３４号につきまして、可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○議長

ありがとうございました。

挙手多数によりまして、議案第３号の整理番号３４号は、許可相当といたします。

整理番号３４号につきましては、面積が３０アール以上の第３種農地区分による許可相当でありますので、県農業会議に諮問し、整理番号３１から３３号につきましては、３０アール未満の第２種農地、第３種農地区分の許可相当でありますので、県農業会議には諮問せず、許可するものとし、許可書を交付することに異議ございませんか。

（異議なし）

○議長

異議なしと認めます。

以上で本日の議案審議は終了いたします。

午後３時００分　閉会